

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 港湾施設の指定の一部改正
(県例規集登載)

港湾課

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届
出区域の指定

環境管理課

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

指導監査室

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

○ 指定障害福祉サ

担当課(室)

目次

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

○ 〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

担当課(室)

【公告】

○ 知事指定薬物の指定
○ 公有水面埋立竣工認可

医薬安全課
港湾課

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十二号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表岡山港の項中

「七二、四六三・七〇六平方メートル」を「七〇、九〇三・三四六平方メートル」に、

岡山市中区新築港九番一	一、八六二・三三六平方メートル 甲地 一区画 一、八六二・三三六平方メートル
-------------	---

を

岡山市中区新築港六番一	一、五六〇・三六平方メートル 甲地 一区画 一、五六〇・三六平方メートル
岡山市中区新築港九番一	一、八六二・三三六平方メートル 甲地 一区画 一、八六二・三三六平方メートル

に改める。

◎岡山県告示第三百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
笠岡市茂平字長瀬二九一八番一二の一
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 備考
 - 1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
 - 2 一に掲げる区域は、令和四年七月七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アーバ

2 所在地

岡山県津山市林田一六九一―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人菜花の里

2 所在地

岡山県津山市林田一六九五―三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年八月二十五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇一七四

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

Tワークス

2 所在地

高梁市落合町阿部二一五四番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人梁風会

2 主たる事務所の所在地

高梁市落合町阿部二二〇〇番地

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇二九九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

らしく赤磐

2 所在地

赤磐市下市一〇七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

L A S H I K U株式会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区撫川一六七番地

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇二七五

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あかつき

2 所在地

玉野市胸上七二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五一四

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ポピィ

2 所在地

玉野市胸上七二八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五二二一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

クリエイト

2 所在地

玉野市山田九一九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五三〇

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームあかつき 宇野

2 所在地

玉野市胸上七二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三二〇四〇〇〇六六

五 サービスの種類

共同生活援助（介護サービス包括型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ひだまり

2 所在地

玉野市田井四―七―二〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人虹色

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

令和四年九月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五四八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所あかつき

2 所在地

玉野市胸上七二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 廃止年月日

令和四年八月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇二二五

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所ポピー

2 所在地

玉野市胸上七二八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 廃止年月日

令和四年八月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇二八二

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所クリエイト

2 所在地

玉野市山田九一九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 廃止年月日

令和四年八月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇二三三

五 サービスの種類

生活介護、就労継続支援（B型）

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームあかつき 宇野

2 所在地

玉野市宇野一―三〇―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 廃止年月日

令和四年八月三十一日

四 事業所番号

三三二〇四〇〇〇二五

五 サービスの種類

共同生活援助（介護サービス包括型）

◎岡山県告示第三百八十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 一（シクロブチルメチル）―N―（ニフェニルプロパン―ニール）―H
―インダゾール―3―カルボキサミド（通称名CUMYL―CBMINACA）及
びその塩類
- 2 「（ニS・四S）―ニ・四―ジメチルアゼチジン―ニール」「（八R）―六―メ
チル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―イル」メタノン（通称名LSZ、LA
―SS―Az）及びその塩類
- 3 一（四―フルオロ―三―メチルフェニル）―ニ―（ピロリジン―ニール）ペ
ンタン―ニ―オン（通称名四―fluoro―ニ―methyl―α―PVP、
MFPVP）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある
と認められるため

附 則

この告示は、令和四年九月三日から施行する。

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

◎岡山県告示第三百八十七号

平成十八年十一月二十一日付け、岡山県指令港第十三号で免許した公有水面埋立てについて、令和四年八月二十三日次のとおり竣功を認可した。

令和四年九月二日

水島港港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

1 埋立区域

(1) 位置

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番1及び17番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点、⑦の地点、⑧の地点及び⑨の地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ昭和59年11月15日付け岡山県指令港第286号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. +3.52mにより決定) により囲まれた区域

①の地点 三等三角点上水島

(北緯34度27分48秒8561、東経133度42分53秒4043) から42度35分38秒1,403.34mの地点

⑦の地点 ①の地点から110度53分09秒 292.48mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から20度53分09秒 259.00mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から290度53分09秒 292.45mの地点

(3) 竣功面積

75,751.11㎡

2 埋立地の用途

緑地

3 埋立人

(1) 氏名又は名称

公益財団法人岡山県環境保全事業団

(2) 住所

岡山市南区内尾665番地の1

(3) 代表者の氏名

理事長 坂井 俊英

4 帰属権利者

公益財団法人岡山県環境保全事業団

5 関係図書閲覧市町村名

倉敷市

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

〔四三九〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のおり国土調査の成果を認証した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市	調査を行った者の名称
令和二年四月 、 令和四年三月	調査を行った期間
真庭市の地籍図及び地籍簿	成果の名称
赤野の一部	調査を行った地域
令和四年八月二十九日	認証年月日

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

〔四四〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

都窪郡早島町全域	測量区域
公共測量（数値地形図修正）	測量の種類
令和四年八月八日から令和五年三月三十一日まで	測量期間

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

〔四四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字山ノ端二六〇―三、二六〇―四、二六〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市鳥羽八〇―一九中庄コリーヌ東B―二〇二

坪井 利憲

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月六日岡山県指令建指第九二号

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

〔四四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前二〇七―四、二〇七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平野五五―一―シンフォニー一二二二〇―一

安村 大希

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月十一日岡山県指令建指第一四八号

令和4年9月2日 岡山県公報 第12427号

〔四四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町六条院中字仲井一〇七一―四、一一五七、一二五八、一一六二、一一六六―一、一一六七―一、一一六八―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田二丁目一三―一七

ミサワホーム中国株式会社

支配人 海老谷 剛

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月九日岡山県指令建指第四三五号

〔四四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町六条院中字仲井一〇七一―四、一一五七、一一五八、一一六二、一一六六―一、一一六七―一、一一六八―一

二 公共施設の種別

道路、下水道、公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田二丁目一三一―一七

ミサワホーム中国株式会社

支配人 海老谷 剛

五 許可年月日及び許可番号

令和四年三月九日岡山県指令建指第四三五号